

**第67回税理士試験 所得税法
第二問(計算)解答**

〔表示内容の説明〕

配点：★・・・2点

●・・・1点

問1 (25点)

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
I 各種所得の計算		
事業所得	★21,350,000 円	(1) 総収入金額 ① 収入金額 31,200,000円 ② 講演料収入 700,000円 ③ 雑収入 100,000円 計 32,000,000円 (2) 必要経費 ① 租税公課 926,400円 ② 地代家賃 1,779,200円 ③ 給料賃金 5,400,000円 ④ 減価償却費 253,600円 ⑤ 交通費 270,000円 ⑥ 諸雑費 1,370,800円 計 10,000,000円 (3) 青色申告特別控除前の所得金額 (1)-(2)=22,000,000円 (4) 青色申告特別控除額 (3) > 650,000円 ∴ 650,000円 (5) 事業所得の金額 (3)-(4)=21,350,000円
雑所得	0 円	(注) 講演料に係る所得は、事業所得に区分される。
II 課税標準の金額		
総所得金額	21,350,000 円	

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
Ⅲ 所得控除額		
医療費控除額	93,195 円	<p>(1) 原則</p> <p>① 支出額 57,000円+23,830円+12,365円+100,000円= 193,195円</p> <p>② 足切額 21,350,000円×5% = 1,067,500円 > 100,000円 ∴ 100,000円</p> <p>③ 控除額 ①-②=93,195円★</p> <p>(2) 特例（インフルエンザの予防接種を行っているため適用あり）</p> <p>① 支出額 100,000円</p> <p>② 足切額 12,000円</p> <p>③ 控除額 ①-②= 88,000円●</p> <p>(3) 医療費控除額 (1) > (2) ∴ 93,195円</p> <p>(コメント) (各●点、計4点) 次の理由から医療費控除の対象外となる支出項目となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師に対する謝礼(商品券)：診療又は治療の対価でないため。 ・ インフルエンザの予防接種代：病気予防の費用のため。 ・ 長女がタレントになるための歯列矯正代：美容整形の費用のため。 ・ 健康増進のために自主的に購入した漢方薬：治療のために必要なものではなく、健康増進のためのものであるため。
社会保険料控除額	● 1,783,590 円	<p>(1) 甲の長男分 197,190円</p> <p>(2) 甲分 1,586,400円</p> <p>(3) 社会保険料控除額 (1)+(2)= 1,783,590円</p>
生命保険料控除額	┌ 120,000 円	
地震保険料控除額	● └ 12,760 円	
配偶者(特別)控除額	0 円	<p>(1) 配偶者控除額 840,000円-400,000円= 440,000円 > 380,000円 ∴ 0円●</p> <p>(注) 生け花教室が不特定多数の者を対象としているため、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用なし。</p> <p>(2) 配偶者特別控除額 21,350,000円(甲の合計所得金額) > 10,000,000円 ∴ 0円●</p>
扶養控除額	1,590,000 円	<p>(1) 甲の妻の母 1,040,000円 ≤ 1,200,000円 ∴ 0円 0円 ≤ 380,000円 ∴ 580,000円●</p> <p>(2) 甲の長男及び甲の長女 0円 ≤ 380,000円 ∴ 630,000円+380,000円= 1,010,000円●</p> <p>(3) 甲の次男 14歳 < 16歳 ∴ 0円●</p> <p>(4) 扶養控除額 1 + 2 + 3 = 1,590,000円</p>
基礎控除額	380,000 円	
所得控除額合計	3,979,545 円	

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
IV 課税所得金額の計算		
課税総所得金額	17,370,000 円	21,350,000円-3,979,545円=17,370,455円 → 17,370,000円 (千円未満切捨)
V 納付税額の計算		
算出税額	4,196,100 円	17,370,000円×33%-1,536,000円= 4,196,100円
税額控除額	288,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得拡大促進税制 <ul style="list-style-type: none"> (1) 適用判定 (計3点、②~⑤うち不正解のもの1つにつき減点●) <ul style="list-style-type: none"> ① 青色申告者に該当する。 ② 雇用者給与等支給増加額 5,400,000円-5,000,000円= 400,000円 ③ 雇用者給与等支給増加割合 400,000円/5,000,000円= 8% ≥ 3% ④ 5,400,000円 ≥ 5,160,000円 ⑤ 225,000円 > 215,000円 ∴ 所得拡大促進税制の適用あり (2) 税額控除額 <ul style="list-style-type: none"> ① 400,000円×10%=40,000円● ② $4,196,100円 \times \frac{21,350,000円}{21,350,000円} \times 20\% = 839,220円$ (計算過程●) ③ ① > ② ∴ 40,000円 ・ 住宅借入金等特別控除 <ul style="list-style-type: none"> (1) 適用判定 平成25年6月~平成29年3月 → 3年10月 3年10月+86月=11年 ≥ 10年 ∴ 適用あり (2) 税額控除額 62,000,000円 > 24,800,000円 24,800,000円 ≤ 30,000,000円● ∴ 24,800,000円×1%= 248,000円 (百円未満切捨) ★ ・ 合計 288,000円
復興特別所得税額	82,070 円	4,196,100円-288,000円= 3,908,100円 3,908,100円×2.1%=82,070円
源泉徴収税額	● 71,470 円	
所得税額及び復興特別所得税額の申告納税額	3,918,700 円	3,908,100円+82,070円-71,470円= 3,918,700円 → 3,918,700円 (千円未満切捨)
所得税額及び復興特別所得税額の予定納税額	0 円	
納付すべき税額又は還付される税額	3,918,700 円	

問2 (25点)

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
I 各種所得の計算		
給与所得	● 6,142,055 円	(1) 収入金額 8,157,838円 (2) 給与所得控除額 $8,157,838円 \times 10\% + 1,200,000円 = 2,015,783円$ (3) 給与所得の金額 (1)-(2) = 6,142,055円
譲渡所得 長期譲渡所得(分離)	3,505,780 円	判定(適用要件等) (各●、計3点) ・ 譲渡者の居住の用に供している家屋及びその敷地の譲渡であること。 なお、単身赴任の場合、当該事情が解消したときに配偶者等と起居を共にすることとなると認められるときは、居住の用に供している家屋に該当する。 ・ 譲渡先が配偶者、一定の親族、同族会社等への譲渡でないこと。 ・ 前年又前々年に居住用財産の譲渡による課税の特例(被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例を除く。)の適用を受けていないこと。 (1) 総収入金額 $74,000,000円 \times 8/10 = 59,200,000円$ ● (2) 必要経費 ① 取得費 (a) 建物の取得費 $20,000,000円 + 1,000,000円$ ● + $1,158,000円$ (※1) = $22,158,000円$ $22,158,000円 \times 0.9 \times 0.015$ (※2) $\times 9$ 年 (※3) = $2,692,197円$ $22,158,000円 - 2,692,197円 = 19,465,803円$ (※1) 建物の取得費に加算される金額 $365,472円$ ● + $208,300円$ ● + $1,575,500円 + 40,000円$ ● + $158,300円$ ● - $1,189,572円 = 1,158,000円$ (※2) $47年 \times 1.5 = 70.5年 \rightarrow 70年$ (1年未満切捨) ∴ 0.015 (※3) 平成20年6月～平成29年9月 → 9年4月 ∴ 9年 (1年未満の期間が6月未満の場合切捨) (b) 土地の取得費 $9,000,000円 + 1,189,572円 = 10,189,572円$ (c) 居住用財産の取得費 $((a) + (b)) \times 8/10 = 23,724,300円$

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
		<p>② 譲渡費用 $2,462,400円 \times 8/10 = 1,969,920円$ ●</p> <p>(コメント) (計3点、解答していないもの1つにつき減点●) 次の理由から譲渡所得に係る総収入金額から控除することができない支出項目に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居時から退去時までの期間の借入金利子：資産の維持、管理に要した費用であり、家事上の経費に該当するため。 ・ マンションAの定期点検費用：資産の維持、管理に要した費用であり、家事上の経費に該当するたため。 ・ マンションA売却に伴う転居費用：日常生活のための費用であり、家事上の経費に該当するため。 ・ マンションA入居期間中における固定資産税の額：資産の維持、管理に要した費用であり、家事上の経費に該当するため。 ・ 税理士へ支払った報酬：譲渡に直接要した費用でないため。 <p>③ 特別控除額 $59,200,000円 - (23,724,300円 + 1,969,920円) = 33,505,780円$ $33,505,780円 > 30,000,000円 \therefore 30,000,000円$ ●</p> <p>④ 合計 $① + ② + ③ = 55,694,220円$</p> <p>(3) 長期譲渡所得(分離) $(1) - (2) = 3,505,780円$</p>
II 課税標準の金額		
総所得金額	6,142,055 円	
長期譲渡所得の金額	3,505,780 円	

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
Ⅲ 所得控除額		
社会保険料控除額	● 1,067,645 円	(1) 健康保険料 483,265円 (2) 厚生年金保険料 584,380円 (3) 社会保険料控除額 (1)+(2)= 1,067,645円
(小規模企業共済等掛金控除)	● 237,600 円	
生命保険料控除額	88,150 円	(1) 旧一般分 120,800円 > 120,000円 ∴ 50,000円● (2) 新個人年金分 72,600円×1/4+20,000円=38,150円● (3) 生命保険料控除額 (1)+(2)=88,150円 ≤ 120,000円 ∴ 88,150円
地震保険料控除額	13,600 円	(1) 原則 13,600円 ≤ 50,000円 ∴ 13,600円 (2) 経過措置 15,200円×1/2+5,000円=12,600円● (3) 地震保険料控除額 (1) > (2) ∴ 13,600円●
配偶者(特別)控除額	0 円	(1) 配偶者控除額 ① 乙の妻の合計所得金額 (a) 74,000,000円×2/10=14,800,000円 (b) 29,655,375円×2/10+2,462,400円×2/10= 6,423,555円 (c) (a)-(b)= 8,376,445円 ② 判定 <u>8,376,445円 > 380,000円 ∴ 0円 (計算過程●)</u> (2) 配偶者特別控除額 ① 乙の合計所得金額 6,142,055円+3,505,780円+30,000,000円=39,647,835円 ② 判定 <u>39,647,835円 > 10,000,000円 ∴ 0円 (計算過程●)</u> (別解： 8,376,445円 ≥ 760,000円 ∴ 0円)
扶養控除額	0 円	
基礎控除額	380,000 円	
所得控除額合計	1,786,995 円	

区 分	金 額	計 算 過 程 ・ 留 意 点
IV 課税所得金額の計算		
課税総所得金額	4,355,000 円	$6,142,055円 - 1,786,995円 = 4,355,060円 \rightarrow 4,355,000円$ (千円未満切捨)
課税長期譲渡所得金額	● 3,505,000 円	$3,505,780 \rightarrow 3,505,000円$ (千円未満切捨)
V 納付税額の計算		
算出税額	969,250 円	(1) 課税総所得金額に対する税額 $4,355,000 \times 20\% - 427,500円 = 443,500円$ (2) 課税長期譲渡所得金額に対する税額 $3,505,000 \times 15\% \bullet = 525,750円$ (注) 譲渡年1月1日における居住用財産の所有期間が10年以下であるため、軽減税率の適用なし (3) 算出税額 (1)+(2) = 969,250円
税額控除額	0 円	(注) 本年12月31日においてマンションAに居住していないため、住宅借入金等特別控除の適用なし
復興特別所得税額	20,354 円	$969,250円 \times 2.1\% = 20,354円$
源泉徴収税額	488,100 円	
所得税額及び復興特別所得税額の申告納税額	501,500 円	$969,250円 + 20,354円 - 488,100円 = 501,504円 \rightarrow 501,500円$ (百円未満切捨)
所得税額及び復興特別所得税額の予定納税額	0 円	
納付すべき税額又は還付される税額	501,500 円	